

欧州における知的財産の最新動向

ードラギレポート後の知財政策、SEP、UPC 及び AI を巡る動向ー

Recent Developments in Intellectual Property in Europe



独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） デュッセルドルフ事務所 知的財産部長

吉森 晃

2005 年特許庁入庁。生命工学、食品、有機化学、無機化学分野の審査・審判業務のほか、法改正、審査基準、広報等に従事。2024 年 6 月からジェトロデュッセルドルフで欧州知財動向調査や日本企業支援を担当。

✉ Akira_Yoshimori@jetro.go.jp

欧州知財をめぐる最近の動向

JETRO デュッセルドルフとして前回、本誌に寄稿する機会をいただいたのは 2024 年 6 月であった。それから約 2 年が経過したが、この間、欧州知財を取り巻く環境には大きな変化がみられた。

主なトピックとしては、マリオ・ドラギ元欧州中央銀行（ECB）総裁による『欧州の競争力の未来（The Future of European Competitiveness）』報告書（通称「ドラギレポート」）を契機とした知財政策の位置付けの変化、欧州委員会による知財関連立法の進展、欧州特許庁（European Patent Office：EPO）及び欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office：EUIPO）における人工知能（AI）活用の加速、標準必須特許（Standard Essential Patent：SEP）を巡る政策及び司法判断の多様化、さらには生成 AI の急速な発展に伴う著作権制度の見直しに向けた議論などが挙げられる。

欧州は従来から世界有数の知財制度を有している。しかし近年の議論を俯瞰すると、知財制度そのものを整備・強化することよりも、その制度をいかに競争力向上やイノベーションの商業化につなげるかという点に関心が移りつつあるように見受けられる。

この変化を象徴するのが、2024 年 9 月に公表されたドラギレポートである。ドラギレポート以降、知財は単独の政策分野としてではなく、競争力政策、産業政策、デジタル政策及び AI 政策と密接に結び付く形で議論される場面が増えている。

その一方で、SEP を巡る国際的な制度競争、統一特許裁判所（Unified Patent Court：UPC）の判例形成、AI と著作権の関係など、今なお方向性が定まっていない重要論点も少なくない。

本稿では、近年の主要動向を概観するとともに、その背景にある政策的文脈と日本企業への示唆について考察する。なお、本稿は筆者個人の責任において執筆したものであり、JETRO 及び日本国特許庁（JPO）の見解を示すものではない。

1 ドラギレポートと欧州知財政策の文脈変化

近年の欧州知財政策を理解する上で、2024 年に公表されたドラギレポートは重要な転換点であった。

EU では 2020 年に欧州委員会が「知的財産行動計画（Intellectual Property Action Plan）」を公表し、統一特許制度（Unitary Patent）、SEP、強制実施権、補充的保護証明書（Supplementary Protection Certificate：SPC）、EU 意匠制度改革等を含む包括的な知財政策パッケージを提示した。その後、欧州委員会はこれらの分野について法案を提出し、制度整備を進めてきた。

こうした流れの中で公表されたドラギレポートは、欧州の競争力が米国や中国と比較して停滞していることに強い危機感を示したものである。同レポートは、欧州が依然として高い研究開発能力と知財創出能力を有している一方で、それらを十分に商業化できていないことを課題として指摘した。また、加盟国ごとに断片化した制度や市場構造がイノベーションの成長を阻害していること

にも言及している。知財分野では、公正かつ透明なライセンス制度の整備や、単一特許制度のさらなる活用といった方向性が示された。

ここで重要なのは、知財政策そのものよりも、知財政策が位置付けられる文脈に変化が生じたことである。

従来の欧州知財政策は、制度整備を通じてイノベーションを促進することに重点が置かれていた。しかしドラギレポートでは、知財制度は競争力向上や産業政策を実現するための政策ツールとして位置付けられている。

すなわち、知財制度そのものの整備から、既存制度を競争力向上や商業化にどう活用するかへと政策の重心が移行したと評価できる。筆者は、この変化こそが近年の欧州知財政策を理解する上で最も重要なポイントであると考えている。

2 現欧州委員会の知財政策スタンス

前章で述べた政策文脈の変化は、その後の欧州委員会の具体的な政策運営にも反映されているように見受けられる。

ドラギレポートを受け、欧州委員会は 2025 年に「競争力コンパス (Competitiveness Compass)」を公表した。しかしながら、同文書では知財や特許に関する個別の記述はほとんど見られなかった。もっとも、これをもって知財政策の重要性が低下したと結論付けることは適切ではないだろう。むしろ知財が独立した政策領域として扱われるのではなく、競争力政策や産業政策の中へ組み込まれた結果と理解する方が実態に近い。

さらに欧州委員会は 2025 年 2 月に「作業計画 (Work Programme)」を公表したが、知財分野における新たな大型立法は示されなかった。また、SEP 規則案については、欧州議会における審議が進んでいたにもかかわらず、欧州委員会が撤回を決定した。

ここで留意すべき点は、欧州委員会が「なぜ新たな大型知財立法を提案しないのか」について公式な説明を行っているわけではないことである。したがって、以下は筆者の分析となる。

ドラギレポート以降の政策文書及び競争力政策全体を俯瞰すると、現欧州委員会は知財制度そのものの再設計よりも、既存制度をどのように競争力向上や研究成果の市場展開につなげるかという点に政策的関心を移しているように見受けられる。その意味で、第 1 章で述べた政策文脈

の変化が、現在の欧州委員会の具体的な政策運営にも現れ始めていると評価することができる。

以下では、強制実施権制度、新ゲノム技術 (New Genomic Techniques : NGT) 規則及び SEP 規則案の動向を取り上げる。これらはいずれもドラギレポート以前から欧州で議論されてきた論点であるが、現在の欧州知財政策を理解する上でなお重要な位置を占めている。

3 EU 強制実施権制度

EU における強制実施権制度に関する議論は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として本格化した。

従来、特許に係る強制実施権制度は各加盟国の国内法に基づいて運用されていた。しかし、感染症の大流行やサプライチェーンの寸断といったクロスボーダーな危機に直面した場合、加盟国単位の制度のみでは迅速な対応が困難であるとの問題意識が欧州委員会において共有されるようになった。

他方、コロナ禍で実際に課題となったのは特許権そのものより供給体制であったとの指摘もあり、制度創設には慎重論も存在した。

しかしながら、欧州委員会は危機的状況において域内市場の機能を維持するための制度的枠組みが必要であるとの立場を一貫して示してきた。

この議論を理解する上では、EU の制度構造にも触れておく必要がある。EU は授權原則 (Principle of Conferral) の下で活動しており、加盟国から条約によって付与された権限の範囲内でのみ行動することができる。知財についても、欧州連合機能条約 (TFEU) 第 118 条は主として EU 全域で効力を有する知的財産権の創設を対象としており、特許の権利行使全般について包括的な権限を EU へ与えているわけではない。そのため、欧州委員会としても加盟国制度を置き換える独自の強制実施権制度を創設することは容易ではなかった。

結果として、本制度は特許制度そのものを大きく変更するものではなく、市場統合及び危機対応の観点から加盟国制度を補完する制度として設計されることとなり、強制実施権の発動はあくまでも最終手段であることが強調されている。

筆者は、本制度の主眼は強制実施権の積極的な活用にあるというよりも、危機発生時に EU が域内市場全体の

機能維持に関与できる制度的基盤を整備した点にあると考えている。

なお、本制度については 2025 年末に成立・公布されている。今後は、本制度の存在が EU 及び加盟国の危機対応政策や企業行動にどのような影響を与えるのかが注目される。

4 新ゲノム技術（NGT）規則と知財を巡る議論

近年の欧州では、農業分野における競争力向上、気候変動対応及び食料安全保障を背景として、NGT に関する制度見直しが進められている。

EU は従来から遺伝子組換え生物（Genetically Modified Organism : GMO）に対して比較的厳格な規制を採用してきた。一方、2010 年代に入ると、CRISPR-Cas9 に代表されるゲノム編集技術が急速に発展した。これらの技術は 2020 年ノーベル化学賞の対象ともなったが、従来型の遺伝子組換え技術とは異なり、必ずしも外来遺伝子を導入することなく、生物が本来有する DNA 配列に限定的な変化を加えることが可能である。

しかしながら、2018 年に欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union : CJEU）は、ゲノム編集によって得られた生物についても、原則として GMO 規制の対象となるとの判断を示した。この判断は、当時急速に発展しつつあったゲノム編集技術に対して既存の規制体系を適用するというものであり、その後の欧州の研究開発や事業化にも少なからぬ影響を与えた。

その後、科学的知見の蓄積や国際競争環境の変化を受け、欧州委員会は制度見直しを提案した。特に近年は、気候変動に強い作物や病害虫耐性作物の開発が重要な政策課題となっている。そのため、一定の安全性が確認されたゲノム編集植物については、従来型 GMO と同様の規制を課し続けることが適切なのかという議論が活発化した。

知財の観点から興味深かったのは、当初の欧州委員会提案には特許制度に関する規定が含まれていなかったにもかかわらず、欧州議会の審議過程で特許制度との関係が大きな論点となったことである。一部では、自然界でも生じ得る変異によって得られる植物については特許保護の対象から除外すべきとの主張も展開された。そのため、本件は農業政策やバイオテクノロジー政策のみならず、知財政策の観点からも注目を集めることとなった。

結果として、欧州議会・理事会間の政治合意では、こうした特許排除規定は採用されなかった。一方で、関連特許情報の透明性向上や制度施行後の影響評価の実施などが盛り込まれることとなった。

筆者は、この結果について、欧州が競争力向上とイノベーション保護を重視しつつ、同時に農業政策及び消費者保護政策との均衡を模索した結果であると考えている。

なお、本稿執筆時点では、同規則は理事会及び欧州議会の承認を経ており、官報掲載を待つ段階にある。今後は制度施行後の影響評価において、実際に特許制度が NGT の利用や市場構造にどのような影響を及ぼしたかが重要な論点となるであろう。

5 SEP 規則案の撤回と英国の動向

SEP は、通信規格等の標準を実施するために不可欠な特許であり、近年の知財分野における最も重要な政策課題の一つとなっている。

EU では 2023 年に SEP 規則案が提案され、ライセンス交渉の透明性向上や紛争解決の効率化を目的とした制度設計が検討されていた。しかしながら、2025 年 2 月、欧州委員会は同規則案の撤回を表明した。

これに対し、欧州議会は欧州委員会の撤回決定に異議を唱え、CJEU に提訴するという異例の事態となった。欧州議会が立法過程に関して欧州委員会を提訴する事例は極めて少なく、本件は EU 制度の観点からも注目を集めている。このため、SEP 規則案をめぐる法的・制度的な議論自体が完全に終結したわけではない。

しかしながら、本稿執筆時点では、欧州議会による提訴以降に大きな制度的進展は見られておらず、少なくとも短期的には EU における新たな SEP 立法の検討は停滞しているように見受けられる。

他方、EU 域外に目を向けると、英国では引き続き SEP 制度の在り方について検討が進められている。2025 年には英国知的財産庁（UK Intellectual Property Office : UKIPO）が意見募集を実施し、SEP ライセンス市場における透明性向上や、ライセンサーとライセンシーの間に存在する情報の非対称性の是正などについて意見を求めた。

また、2026 年に公表された UKIPO の Corporate Plan では、SEP 政策について検討段階から実施段階への移行が示唆されている。

SEP 分野における根本的な課題は、FRAND (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) 条件によるライセンス交渉の予見可能性をどのように向上させるかという点にある。しかしながら、現在の状況を見る限り、各国・各地域が共通の解決策へ向かって収斂しているようには見えない。むしろ、EU、英国、中国、米国、さらには UPC が、それぞれ異なるアプローチによって制度形成を進めている段階にある。

筆者は、当面の間、SEP 分野では国際的な収斂よりも制度間競争が続く可能性が高いと考えている。その意味では、今後注目すべきは裁判所の判断だけではない。むしろ各国・各地域の行政機関が産業界との対話を通じて、より予見可能性の高い制度や実務環境をどのように構築していくのが重要になるだろう。

6 EPO の戦略と AI 活用の進展

EPO は、2024 年に公表した中長期戦略計画「SP2028 (Strategic Plan 2028)」に基づき、組織運営の高度化を進めている。その中でも特に注目されるのが AI の活用である。EPO は SP2028 に基づき AI 活用を推進しており、2026 年作業計画では AI を単なる補助ツールではなく、業務プロセス全体へ統合していく方向性が示された。

また、2026 年 3 月には、フランスの AI 企業 Mistral AI との戦略的協業も公表された。この協業は、AI 分野における欧州の「デジタル主権」を重視する流れの一環としても理解できる。

しかし、AI の導入が進むほど重要になるのは、AI そのものではなく、それを適切に評価・監督できる人材である。

筆者は、今後の EPO の成否を左右するのは、AI 導入のスピードではなく、職員が AI の出力を批判的に検証し、最終判断を下す能力を維持できるかどうかであると考える。その意味で、EPO が 2026 年作業計画で打ち出している AI 研修の拡充は、今後の制度運営を占う上で重要な試金石となるであろう。

7 G1/24 及び G1/23 が示す実務上の影響

2025 年から 2026 年にかけての EPO 実務において、拡大審判部 (Enlarged Board of Appeal) による

G1/24 及び G1/23 は大きな注目を集めた。これらの判断は、クレーム解釈及び先行技術の認定という特許実務の基礎的な論点に関わるものであり、今後の審査・異議・審判実務にも影響を及ぼす可能性がある。以下、その概要を紹介する。

(1) G1/24—クレーム解釈の再整理

G1/24 では、特許要件の判断においてクレームをどのように解釈すべきかが争点となった。

従来の EPO 実務では、クレーム文言が不明確な場合に限り、補充的に明細書及び図面を参酌するとの理解が一般的であった。しかし実際には審判部ごとに運用が必ずしも統一されておらず、法的安定性の観点から整理が求められていた。これに対し拡大審判部は、EPC 第 69 条及びその解釈議定書との整合性を重視し、特許要件を判断する際には、クレームのみならず明細書及び図面も考慮して解釈すべきであるとの方向性を示した。

この判断自体はクレーム解釈に関する整理である。しかしながら、その影響はそれだけにとどまらない可能性がある。

現在 EPO では、クレーム解釈における明細書参酌と、新規事項 (Added Matter) 判断との関係が新たな論点となっており、この問題については G1/26 として拡大審判部への付託も行われている。EPO は従来から、いわゆるゴールドスタンダードに基づき、補正内容は出願時明細書に直接かつ一義的に記載された事項でなければならないという極めて厳格なアプローチを採用してきた。しかしながら、クレーム解釈において常に明細書を参酌することになると、従来であれば広すぎるとして許容されなかった補正が許容される余地が生じる可能性もある。

筆者は、今後 G1/26 の結論次第では、欧州特有の厳格な補正実務に少なからぬ影響が及ぶ可能性があると考えている。そのため、日本企業としても今後の審決動向を継続的に注視する必要があるだろう。

(2) G1/23—市販品と先行技術

G1/23 では、市販されている製品が再現可能でない場合であっても先行技術を構成するかが争点となった。

拡大審判部は、市場で入手可能な製品は原則として先行技術を構成することを明確化した。これにより、市販品をめぐる欧州実務の予見可能性は高まったものと考えられる。

実務上は、審査、第三者による情報提供及び異議申立てにおいて、市販品を先行技術として活用する場面が増

える可能性がある。

なお、G1/24 及び G1/23 の判断は 2026 年版ガイドラインに既に反映されている。

8 UPC と単一効特許 (Unitary Patent : UP) の現状

UPC 及び UP は、欧州知財制度における最大級の制度改革として 2023 年 6 月に運用が開始された。

制度開始から数年が経過し、利用状況について一定の傾向が見え始めている。

まず、UP については利用率だけでなく利用件数そのものも継続的に増加している。制度開始当初の 2023 年には利用率は 17% 台であったが、その後は年々上昇し、2026 年には 30% を超える水準に達している。また、EPC 加盟国及び EU 加盟国由来の出願に限定すると、40% を超える利用率が確認されている。日本企業についても利用率は上昇しており、制度は着実に浸透しつつある。

一方で、UPC 参加国の拡大は必ずしも順調とはいえない。ルーマニアが参加したものの、キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド及びスロバキアは未批准のままであり、スペイン、ポーランド及びクロアチアは依然として制度に参加していない。

したがって、現時点では UP は EU 全域をカバーする制度にはなっておらず、EU 域内を広くカバーするためには、従来型の欧州特許と UP との併用が引き続き必要となる。この点は、第 1 章で述べたドラギレポートが、単一特許制度の全 EU 加盟国への拡大を提言した背景の一つとも考えられる。

また、UP 利用率及び利用件数の増加が、直ちに UPC 訴訟件数の増加に結び付くかについては慎重に見る必要がある。実際、2026 年上半期を見る限り、マンハイム地方部及びミラノ地方部を除き、多くの部門において新規訴訟件数は前年同期を下回っている (JETRO 調べ)。もっとも、制度開始直後の急増局面が落ち着いた可能性もあり、現時点で長期的傾向を判断することは困難である。

筆者は、利用率及び利用件数の双方が上昇している以上、中長期的には UPC の重要性も高まる可能性が高いと考えている。ただし、判例形成はなお途上段階にある。そのため、日本企業としては制度活用だけでなく、被告として訴えられるリスクも含めて中長期的な戦略を検討

する必要があるだろう。

9 WTO における SEP 紛争と EU・中国の対立

EU における SEP 規則案の議論が停滞する一方で、EU は対外的には SEP 問題への関与を強めている。その代表例が、中国との間で争われている WTO 紛争である。

発端となったのは、中国裁判所が 2020 年以降、SEP 権利者に対して訴訟差止命令 (Anti-Suit Injunction) を発令するようになったことである。これらの命令は、中国国外の裁判所における訴訟活動を制約する効果を有しており、違反した場合には高額な制裁金が課される可能性があった。

EU はこれを TRIPS 協定違反であるとして 2022 年に WTO へ提訴した。WTO 紛争解決手続では、まず第一審に相当するパネル (Panel) が設置される。本件では、2024 年に公表されたパネル報告書において、中国による制度運用と TRIPS 協定違反との関係について EU による立証が十分ではないと判断された。しかし、EU はこれを不服として MPIA (Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement) へ上訴した。MPIA は 2025 年、中国の措置は他国における知的財産権保護制度の機能を阻害するものであり、TRIPS 協定との整合性に問題があると判断した。

また EU は別件として、中国裁判所による SEP のグローバルライセンス料率決定についても WTO 手続を開始しており、2026 年にはパネルが設置されている。なお、本稿執筆時点では、この案件の結論は出ていない。

筆者は、これらの紛争の本質は SEP そのものではなく、デジタル経済を支える基盤技術について、誰がグローバルルール形成を主導するのかという問題にあると考えている。

10 国際裁判管轄を巡る新たな展開

近年の欧州特許訴訟において、最も注目されるテーマの一つが国際裁判管轄である。

従来、特許訴訟は属地主義の下で扱われてきた。しかし近年、CJEU は一定の場合には加盟国裁判所が外国特許に関する侵害問題についても判断できるとの方向性を示した。

もっとも、無効判断そのものについては依然として当

該特許が有効な国の裁判所のみが行うことができる。

それでも、この判例の影響は小さくない。実際、その後のドイツ裁判所では複数国を対象とする差止命令が認められる事例が現れている。この流れは UPC にも及んでいる。2026 年には UPC 控訴裁判所が国際裁判管轄に関する重要な判断を示し、UPC が比較的広範な管轄権を有するとの考え方を整理した。

もっとも、この問題には制度的な緊張関係も存在する。

UPC は EU 法上の機関ではなく、UPC 協定 (UPCA) という国際条約に基づいて設立された裁判所である。また、意図的に UPC へ参加していない EU 加盟国も存在する。そのため、「UPC が非加盟国特許に対してどこまで判断権限を有するのか」という問題が新たな争点となっている。

政策的には EU は UPC の管轄権をできる限り広く解釈したいと考えているものと思われる。しかしその一方で、授權原則や非加盟国の立場との整合性をどのように確保するかという問題が存在している。現在、この論点については CJEU への質問付託も行われている。

筆者は、この判断は UPC の将来にとって極めて重要な意味を持つと考えている。結果次第では、UPC が目指す広域的な裁判権の範囲に一定の修正が求められる可能性も否定できない。

11 SEP を巡る司法判断の競争

SEP を巡っては、現在、英国、中国、ドイツ及び UPC がそれぞれ異なるアプローチを採用しており、国際的な制度競争とも呼ぶべき状況が生じている。

英国では、2020 年の最高裁判所判決 (Unwired Planet 事件) において、英国裁判所がグローバルな FRAND ライセンス条件を決定できるとの考え方が示された。その後も英国裁判所はこの路線を維持しており、近年の事案では、最終的な料率決定に先立ち、暫定的なライセンス締結を求める判断も示している。

これに対し、ドイツでは従来から、ライセンス条件は本質的には当事者間の商業的交渉事項であり、裁判所が包括的なグローバル料率を決定することには慎重な考え方が存在していた。実際、同一の SEP 紛争について、英国とドイツで異なる司法判断が示される事例も生じている。また、中国の裁判所も近年、グローバルライセン

ス料率の決定に積極的に関与するようになっている。

興味深いのは、同一又は類似の SEP ポートフォリオについて、複数国の裁判所がそれぞれ FRAND 料率を算定した結果、異なる金額が示されていることである。

従来、裁判所は紛争の最終的な解決機関として位置付けられてきた。しかし SEP 分野では、複数の裁判所が並行してグローバルライセンス条件を判断する状況が生じており、必ずしも同一の結論に至るとは限らない。

また、グローバル市場が形成された現在においても、FRAND の具体的内容、料率算定方法及び裁判管轄について国際的な合意は存在していない。その結果として、英国、中国、ドイツ及び UPC がそれぞれ独自のアプローチを採用し、制度間競争ともいえる状況が生じている。

このような状況を見ると、SEP を巡る議論は、どの裁判所がグローバルな FRAND 条件の決定において主導的な地位を占めるかという競争として捉えられがちである。しかし、重要なのは主導権争いそのものではない。欧州委員会による SEP 規則案の検討も結果として制度化には至らなかったが、裁判所ごとに異なる結論が示されている現状を踏まえると、行政が産業界との対話を通じて、より予見可能性の高い制度や実務環境の構築を模索していくことが引き続き重要であろう。

他方、紛争解決手法の多様化という観点からは、UPC は 2026 年に特許調停・仲裁センター (Patent Mediation and Arbitration Centre : PMAC) の運用を開始した。SEP は本質的に継続的なライセンス関係を前提とする分野であり、必ずしも勝敗を決する裁判のみが最適な解決手段とは限らない。今後は調停や仲裁などの裁判外紛争解決手続 (ADR) がどの程度活用されるかも重要な論点となるであろう。

12 AI と著作権を巡る欧州の議論

最後に、AI と著作権を巡る最近の動向について触れておきたい。

EU は 2019 年著作権指令 (DSM 著作権指令) において、テキスト及びデータマイニング (Text and Data Mining : TDM) 例外を導入した。

この制度の特徴は、権利者が明示的に意思表示を行うことによって利用を拒否できる、いわゆるオプトアウト方式を採用している点にある。

もっとも、生成 AI の急速な発展に伴い、この制度だけでは必ずしも十分ではないとの議論が EU で高まっている。

近年、欧州議会及びその法務委員会では、オプトアウト制度の実効性向上、透明性義務の強化及び権利者保護の拡充などを含む政策提案が議論されている。

こうした議論は主として著作権分野を対象としている。しかし、AI 開発において大量の技術情報が利用されるようになっていることを踏まえると、その影響は将来的に特許情報を含む他の知的財産情報にも及ぶ可能性がある。

例えば、仮に将来、TDM オプトアウト制度の実効性が大幅に強化された場合、特許情報を含む公開技術情報の利用にも影響が及ぶ可能性がある。出願人が特許明細書中で AI 学習への利用拒絶を明示する運用が広く採用された場合、知財庁や特許情報提供事業者は学習利用の可否を管理する仕組みを構築する必要に迫られるかもしれない。その場合、情報管理コストやデータベース運用コストの増加につながる可能性も考えられる。

もっとも、以上は現時点で制度改革が検討されている事項ではなく、AI 利用の拡大に伴って将来的に生じ得る論点として指摘するものである。しかし、AI による情報利用が急速に拡大する中で、従来の知財制度が十分に想定していなかった課題が生じつつあることもまた事実であり、今後の制度運用や政策議論の動向が注目される。

他方、英国でも AI と著作権のバランスを巡る検討が続いているが、多数の意見提出を受け、制度改革については慎重な姿勢が維持されている。

AI と著作権を巡る議論は、依然として欧州、米国及び日本の間で考え方に違いが存在する分野である。今後は各国制度の差異だけでなく、国際的な制度調和の可能性についても注視していく必要があるだろう。

13 結語

ドラギレポート以降、欧州知財政策は制度整備から競争力向上や商業化への貢献へと重心を移しつつある。

他方、SEP、UPC、生成 AI と著作権をはじめとする重要論点の多くは依然として形成途上にあり、その最終的な方向性はなお定まっていない。

欧州知財を取り巻く環境は引き続き変化が見込まれ、今後の政策及び実務の展開が注目される。

